

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

（水産業振興課）

一

○公有水面埋立ての免許出願

（水産業基盤整備課）

一

○土地改良区役員の退任の届出

（東部地方振興事務所）

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（情報システム課）

二

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

三

人事委員会

○人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

三

告 示

○宮城県告示第八百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 かがやき

一 代表者の氏名

矢野 光寿

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区愛子東二丁目三十八番五号

三 定款に記載された目的

この法人は障害者等が「地域の一人として働き、地域の一人として生活する」を支援することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年八月三日

○宮城県告示第八百四十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、浦戸東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十二年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百四十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十二年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十二年八月九日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種飯子浜漁港区域内

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一三番二に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び①点と②点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位（DL＋一・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①点 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一三番地先に設置した飯子浜漁港原点（北緯三八度三三分五五秒 東経一四一度二九分一一秒）から二〇六度五三分〇四秒 一四四・三〇〇メー

トルの地点

- (ロ)点 (イ)点から 二九八度四八分四八秒 二・〇〇六メートルの地点
- (ハ)点 (ロ)点から 二八度三六分三四秒 四・六〇一メートルの地点
- (ニ)点 (ハ)点から 二九度〇七分四三秒 四・四二九メートルの地点
- (ホ)点 (ニ)点から 三〇度〇五分五七秒 四・四三三メートルの地点
- (ヘ)点 (ホ)点から 三一度一四分五一秒 四・四三二メートルの地点
- (ト)点 (ヘ)点から 三一度二七分〇二秒 四・三七九メートルの地点
- (チ)点 (ト)点から 三五度〇三分五八秒 五・四五二メートルの地点
- (リ)点 (チ)点から 三六度〇三分〇九秒 五・三六九メートルの地点
- (ヌ)点 (リ)点から 三七度五三分五四秒 五・三七一メートルの地点
- (ル)点 (ヌ)点から 三九度四四分〇四秒 五・三七一メートルの地点
- (ワ)点 (ル)点から 四一度三四分二四秒 五・三七一メートルの地点
- (ヅ)点 (ワ)点から 四三度二五分五二秒 五・三七二メートルの地点
- (カ)点 (ヅ)点から 四五度〇五分三六秒 四・三三七メートルの地点
- (コ)点 (カ)点から 四六度二一分五七秒 四・一五三メートルの地点
- (ク)点 (コ)点から 四七度三五分二八秒 五・一六一メートルの地点
- (ケ)点 (ク)点から 四八度四四分四五秒 五・一三〇メートルの地点
- (ツ)点 (ケ)点から 五一度一六分三三秒 一〇・九六四メートルの地点
- (ネ)点 (ツ)点から 五一度五四分四五秒 一六・六三九メートルの地点

(3) 面積

一、〇七六・五二平方メートル(埋立区域)

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種飯子浜漁港区域内

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜二二六番に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(B)点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(D・L＋一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜二二六番地先に設置した飯子浜漁港原点(北緯三八度二三分五五秒 東経一四一度二九分一一秒)から三〇六度五八分二四秒 一五二・一七八メートル

トルの地点

- (B)点 (A)点から 三〇六度一六分四二秒 四八・八〇一メートルの地点
- (C)点 (B)点から 五三度〇七分〇〇秒 四六・五二六メートルの地点
- (D)点 (C)点から 四一度三五分四四秒 二四・六一三メートルの地点
- (E)点 (D)点から 三八度一六分三七秒 四七・一八四メートルの地点

(3) 面積

五、一二七・九八平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

道路用地

五 縦覧期間

平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月十三日まで

〇宮城県告示第八百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年八月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年八月二日	及川 功	登米市登米町寺池鉄砲町六十番地	理事

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係る機器設備等提供及び運用管理(ホスティング)業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年七月三十日
 四 落札者の名称及び所在地 e-mail: 共通基盤システム企業連合 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
 五 落札金額 六億千九百五十万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 七 入札の公告を行った日 平成二十二年六月十八日

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十二年八月二十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 多賀城市栄一丁目百三十四番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 仙台市青葉区花京院二丁目一番五号
 有限会社インテム

人事委員会

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十二年八月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

〇人事委員会規則十一・二・五十三

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一角田市の項中、

議

会

事

務

局

局長

を

議 会 事 務 局 局 長 理 事 副 理 事 参 事

本 庁	(本庁共通) 部長 会計管理者 次長 課長 室長 参事 (企画課関係) 課長 調整係長 (総務課関係) 課長 補佐 危険管理 主任 副主任 主査 及び主事(人事を担当するものに限る) (政策調整室関係) 主任 主査 秘書係長 副主任 (財政課関係) 主任 主査 課長 補佐(財政係長) (納税推進係) 主任 主査
-----	--

を

本 庁	(本庁共通) 部長 会計管理者 危機管理 課長 室長 参事 理事 課長(行政改革) 参事 課長 補佐(行政改革) 参事 担当するものに限る) 政策調整係長 秘書係長 及び主事(秘書を担当するものに限る) (総務課関係) 主任 主査 (人事係) 主任 主査 課長 補佐(主任 主査) 参事 及び主事(人事を担当するものに限る) (財政課関係) 主任 主査 課長 補佐(財政係長) 参事
-----	--

に

「教育長 教育次長 課長 参事」を「教育長 副理事 教育次長 理事 参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

〇宮城県公安委員会告示第122号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。
 平成22年8月24日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成22年10月6日（水）から同月14日（木）までの土・日曜日・祝日を除く6日間（10月6日から同月13日までの土・日曜日・祝日を除く5日間は午前9時30分から午後4時00分まで、同月14日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成22年10月12日（火）から同月14日（木）までの3日間（10月12日及び同月13日の2日間は午前9時30分から午後4時00分まで、同月14日は、午後3時30分から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新規講習10人、追加講習5人。ただし申込み多数の場合、2つの講習を合わせて最大40人まで受け付ける。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

- エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上

3号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成22年9月8日（水）から平成22年9月22日（水）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

（ア）前記4 - (1) - アに該当する者
最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4 - (1) - イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4 - (1) - ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4 - (1) - エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4 - (1) - オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

工 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項の規程に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課
（電話番号022-221-7171 内線3184）